赤穂市選挙管理委員会告示第２１号

令和９年１月１７日執行予定の赤穂市長選挙及び赤穂市議会議員補欠選挙につき、公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第１７条ただし書に規定する選挙人名簿の登録の移替えを延期することができる期間を、令和８年１２月１７日から令和９年１月１７日までの間とするものとする。

令和８年１０月５日

赤穂市選挙管理委員会

委員長　鹿　島　博　司